

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1483号)

平成29年11月24日

横 情 審 答 申 第 1 4 8 3 号

平 成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月27日建建情第845号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年6月27日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、写真上の車のナンバープレートについては、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

審査請求人は、審査請求書において本件保有個人情報が不鮮明であり、鮮明な写真を求めると主張しているが、建築局建築指導部建築情報課（開示請求時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で保有しているものは、本件保有個人情報のみであり、ほかに鮮明な写真は存在していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、条例の適用通り、情報公開法に基づき、本件個人情報の全部について、写しでなく鮮明な写真で開示するよう求める。

- (2) 実施機関は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という）において、情報公開の総合的な推進を図っているとしながら、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しないことがありますと説明しており、この説明とは裏腹に、開示を拒み隠ぺいされる実態とに整合性がない。
- (3) 撮影した現場写真について、電子データは紙面に印刷した後は不要となるため消去していると弁明書で説明があったが、偽造写真に基づき開示をされればよく、一部開示などと隠ぺいすべき理由は全くない。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築情報課で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（開示請求時。現在の建築局建築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。）へ提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築審査課」という。）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成20年10月10日に旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月21日に現地調査を行い、現場で写した写真の写し及びその調査結果を含めて作成した建築相談票・引継票の写しである。当該写しは、平成20年10月22日に建築審査課に引き継がれている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、建築相談票・引継票の写しに添付されている写真上の車のナンバープレートについて、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を

識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示としたと説明している。

そこで、当審査会として実施機関が非開示とした情報の個人情報保護条例第22条第3号の該当性について、以下検討する。

(3) 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、現場で写した写真の写し及び調査結果をもとに作成した建築相談票・引継票の写しのうち、実施機関が非開示としたのは写真上の車のナンバープレートであり、この車について実施機関に確認したところ、審査請求人以外の第三者である個人が所有する車両とのことであった。

写真上の車のナンバープレートは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。なお、当該非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

また、実施機関は、本件処分にあたり、本件保有個人情報のみを保有しており、ほかに鮮明な写真を保有していないと説明しているが、これを覆すような特段の事情も確認できない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を個人情報保護条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年11月15日 (第297回第一部会) 平成28年11月17日 (第203回第三部会) 平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・諮問の報告
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・審議
平成29年9月8日 (第321回第二部会)	・審議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・審議